**大阪府口腔保健支援センター設置運営要綱**

（目的）

1. 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成２３年法律第９５号）第１５条に規定する機関

として位置づけるとともに、大阪府歯科口腔保健計画（以下「計画」）の推進のため、計画の進捗管理、市町村支援等を行うことを目的に「大阪府口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

（実施主体）

1. 支援センターの実施主体は、大阪府とする。

（設置）

1. 支援センターは、大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課に設置する。

（業務内容）

1. 支援センターは、第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
2. 市町村に対する歯科口腔保健に関する支援
3. 歯科口腔保健に関する実態調査の実施
4. 歯科口腔保健に推進に関する必要な情報の収集・提供
5. 歯科口腔保健の推進に係る市町村・保健所職員を対象とした人材育成
6. 各保健所との連絡調整
7. 関係機関との連絡調整
8. その他歯科口腔保健の推進・支援等に関する業務

（組織）

1. 支援センターにセンター長、副センター長を置く。

２　センター長は、健康推進室長とし、支援センターを代表し、その事務を統括する。

３　副センター長は、健康づくり課長とし、センター長を補佐し、センター長が不在のときは、その職務を代理する。

（協議）

1. 支援センターにおいては、学識経験者、医療関係団体、関係行政機関関係者により構成

される協議・検討組織を設置し、第４条に掲げる事項に取り組むものとする。

２　前項に定める協議・検討組織として、大阪府生涯歯科保健推進審議会を充てる。

（事務局）

1. 支援センターの事務を処理するため、大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課内に事

務局を置く。

（その他）

1. この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１５日から施行する。